

新美南吉記念館事業推進運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新美南吉記念館（以下「記念館」という。）が行う事業の円滑なる推進と運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進委員)

第2条 推進委員（以下「委員」という。）は7人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 新美南吉の会（旧新美南吉著作権管理委員会）の代表者
- (2) 児童文学研究者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が特に認めた者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、推進委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

(委員会)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 記念館の実施する事業に関する事。
- (2) 企画展・特別展に関する事。
- (3) 児童文学の拠点としての啓発及び情報収集に関する事。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選とし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、教育委員会又は委員長が必要に応じて招集する。

(会議)

第6条 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、記念館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。